

令和2年度第1回 音更町使用料等審議会議案

日 時 令和3年2月3日(水) 午前10時から
場 所 音更町役場庁舎3階 特別会議室

会議次第

1 挨拶

2 議事

議案第1号 会長の選出

議案第2号 会長職務代理者の指名

諮問第1号 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令改正に伴う審査手数料の改正等について

諮問第 1 号 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令改正に伴う審査手数料の改正等について

1 改正の理由

建築物に係る審査手数料の追加等を行うものである。

2 改正の背景

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成 28 年政令第 8 号。以下「政令」という。）が令和 3 年 4 月 1 日に改正されることなどから、北海道に準じ、関連する審査手数料の追加等を行うものである。

【参考】 関連用語の内容等

名称	内容	備考
1 省エネ基準	国が定める建築物に係る断熱性能、設備性能などの省エネルギー性能基準	
2 省エネ基準適合性判定	1 の省エネ基準に適合することの判定（義務）	<u>一定規模以上の非住宅建築物</u> は、適合することが必要となる。
3 省エネ基準適合認定	1 の省エネ基準に適合することの認定（任意）	<u>全ての建築物</u> が対象となり、認定を受けることで、その旨を建築物に表示することができる。
4 エネルギー消費性能向上計画認定	設備機器のエネルギー消費量を 1 の省エネ基準の 90 パーセント以下とすることで受けられる認定（任意）	全ての建築物が対象となり、認定を受けることで、法令で定める床面積の上限に係る緩和措置等が受けられる。
5 低炭素建築物認定	4 の省エネ性能を有するほか、低炭素化に資する一定の措置を講じることで受けられる認定（任意）	市街化区域内の全ての建築物が対象となり、住宅ローン減税等が受けられる。
6 評価等機関	国土交通省の登録を受けて、建築物の省エネ性能等を評価する機関	
7 モデル建物法	建築物の用途ごとに国が定めた簡略化した方法により、省エネ性能を算定する方法	

3 改正の概要（項目番号は、関連用語の番号）

項目	内容					
2 省エネ基準適合性判定関係	<p>手数料を新規に定める。</p> <p>【手数料区分】</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>種類</td> <td>非住宅建築物</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">面積</td> <td>300 m²以下</td> </tr> <tr> <td>300 m²超</td> </tr> </table> <p>※上記の区分ごとに手数料を算定する。</p>	種類	非住宅建築物	面積	300 m ² 以下	300 m ² 超
種類	非住宅建築物					
面積	300 m ² 以下					
	300 m ² 超					

3 省エネ基準適合 認定関係	手数料を一部改定する。 【手数料区分】			
	種類	戸建住宅	共同住宅	非住宅建築物
	面積	200 m ² 以下 200 m ² 超	300 m ² 以下 300 m ² 超	300 m ² 以下 300 m ² 超 (改定)
※上記の区分ごとに手数料を算定する。				
4 エネルギー消費 性能向上計画認定 関係	手数料を一部改定するとともに、特例を設ける。 【手数料区分】			
	種類	戸建住宅	共同住宅	非住宅建築物
	面積等	200 m ² 以下 200 m ² 超	2～4戸 5戸以上	300 m ² 以下 300 m ² 超 (改定)
特例	—	共用部分を含めずに 算定 (新設)	—	
※上記の区分ごとに手数料を算定する。				
5 低炭素建築物認 定関係	手数料を一部改定するとともに、特例を設ける。 【手数料区分】			
	種類	戸建住宅	共同住宅	非住宅建築物
	面積等	一律	2～5戸 6戸以上	300 m ² 以下 300 m ² 超 (改定)
特例	—	共用部分を含めずに 算定 (新設)	—	
※上記の区分ごとに手数料を算定する。				

4 諮問の額

事項	改正内容										
1 省エネ基準適合 性判定に係る手 料の創設 (参考 2)	<p>次のとおり定める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">非住宅部分の床面積</th> </tr> <tr> <th>300平方メートル以下</th> <th>300平方メートル超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) モデル建物法による場合 98,800 円 (54,900 円)</td> <td>(1) モデル建物法による場合 125,000 円 (72,200 円)</td> </tr> <tr> <td>(2) 用途が工場、倉庫などの 場合 11,000 円 (11,000 円)</td> <td>(2) 用途が工場、倉庫などの 場合 18,900 円 (18,900 円)</td> </tr> <tr> <td>(3) 上記以外の場合 257,000 円 (134,000 円)</td> <td>(3) 上記以外の場合 322,000 円 (170,000 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 括弧内は、変更判定の額である。</p>	非住宅部分の床面積		300平方メートル以下	300平方メートル超	(1) モデル建物法による場合 98,800 円 (54,900 円)	(1) モデル建物法による場合 125,000 円 (72,200 円)	(2) 用途が工場、倉庫などの 場合 11,000 円 (11,000 円)	(2) 用途が工場、倉庫などの 場合 18,900 円 (18,900 円)	(3) 上記以外の場合 257,000 円 (134,000 円)	(3) 上記以外の場合 322,000 円 (170,000 円)
非住宅部分の床面積											
300平方メートル以下	300平方メートル超										
(1) モデル建物法による場合 98,800 円 (54,900 円)	(1) モデル建物法による場合 125,000 円 (72,200 円)										
(2) 用途が工場、倉庫などの 場合 11,000 円 (11,000 円)	(2) 用途が工場、倉庫などの 場合 18,900 円 (18,900 円)										
(3) 上記以外の場合 257,000 円 (134,000 円)	(3) 上記以外の場合 322,000 円 (170,000 円)										

<p>2 省エネ基準適合認定に係る手数料の改定等(参考3)</p>	<p>(1) 非住宅建築物に係る手数料について、次のとおり変更する。</p> <table border="1" data-bbox="539 230 1385 577"> <thead> <tr> <th colspan="2">床面積300平方メートル超</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) モデル建物法による場合 165,000 円</td> <td>(ア) モデル建物法による場合 125,000 円</td> </tr> <tr> <td>(イ) (ア) 以外場合 416,000 円</td> <td>(イ) (ア) 以外場合 322,000 円</td> </tr> <tr> <td>評価等機関の審査を受けた場合 30,400 円</td> <td>評価等機関の審査を受けた場合 18,700 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 300平方メートル以下については、現行どおりとする。</p> <p>(2) 共同住宅について、共用部分の面積を除いた面積で手数料を算定できる特例を設ける。</p>	床面積300平方メートル超		現行	改正案	(ア) モデル建物法による場合 165,000 円	(ア) モデル建物法による場合 125,000 円	(イ) (ア) 以外場合 416,000 円	(イ) (ア) 以外場合 322,000 円	評価等機関の審査を受けた場合 30,400 円	評価等機関の審査を受けた場合 18,700 円						
床面積300平方メートル超																	
現行	改正案																
(ア) モデル建物法による場合 165,000 円	(ア) モデル建物法による場合 125,000 円																
(イ) (ア) 以外場合 416,000 円	(イ) (ア) 以外場合 322,000 円																
評価等機関の審査を受けた場合 30,400 円	評価等機関の審査を受けた場合 18,700 円																
<p>3 エネルギー消費性能向上計画認定に係る手数料の改定等(参考4)</p>	<p>(1) 共同住宅に係る手数料について、共用部分を含めずに算定を行う特例を設ける。</p> <table border="1" data-bbox="539 786 963 1379"> <thead> <tr> <th>手数料の額(新設)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 戸数が2戸から4戸まで 79,700 円 (46,000 円)</td> </tr> <tr> <td>(イ) 戸数が5戸以上 131,000 円 (78,000 円)</td> </tr> <tr> <td>評価等機関の審査を受けた場合</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 戸数が2戸から4戸まで 12,200 円 (12,200 円)</td> </tr> <tr> <td>(エ) 戸数が5戸以上 24,200 円 (24,200 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 括弧内は、変更認定の額である。</p> <p>(2) 非住宅建築物に係る手数料について、次のとおり変更する。</p> <table border="1" data-bbox="539 1458 1385 1939"> <thead> <tr> <th colspan="2">床面積300平方メートル超</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) モデル建物法による場合 166,000 円 (99,200 円)</td> <td>(ア) モデル建物法による場合 126,000 円 (73,600 円)</td> </tr> <tr> <td>(イ) (ア) 以外場合 417,000 円 (224,000 円)</td> <td>(イ) (ア) 以外場合 324,000 円 (172,000 円)</td> </tr> <tr> <td>評価等機関の審査を受けた場合 31,700 円 (31,700 円)</td> <td>評価等機関の審査を受けた場合 20,100 円 (20,100 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 括弧内は、変更認定の額である。</p> <p>※2 300平方メートル以下については、現行どおりとする。</p>	手数料の額(新設)	(ア) 戸数が2戸から4戸まで 79,700 円 (46,000 円)	(イ) 戸数が5戸以上 131,000 円 (78,000 円)	評価等機関の審査を受けた場合	(ウ) 戸数が2戸から4戸まで 12,200 円 (12,200 円)	(エ) 戸数が5戸以上 24,200 円 (24,200 円)	床面積300平方メートル超		現行	改正案	(ア) モデル建物法による場合 166,000 円 (99,200 円)	(ア) モデル建物法による場合 126,000 円 (73,600 円)	(イ) (ア) 以外場合 417,000 円 (224,000 円)	(イ) (ア) 以外場合 324,000 円 (172,000 円)	評価等機関の審査を受けた場合 31,700 円 (31,700 円)	評価等機関の審査を受けた場合 20,100 円 (20,100 円)
手数料の額(新設)																	
(ア) 戸数が2戸から4戸まで 79,700 円 (46,000 円)																	
(イ) 戸数が5戸以上 131,000 円 (78,000 円)																	
評価等機関の審査を受けた場合																	
(ウ) 戸数が2戸から4戸まで 12,200 円 (12,200 円)																	
(エ) 戸数が5戸以上 24,200 円 (24,200 円)																	
床面積300平方メートル超																	
現行	改正案																
(ア) モデル建物法による場合 166,000 円 (99,200 円)	(ア) モデル建物法による場合 126,000 円 (73,600 円)																
(イ) (ア) 以外場合 417,000 円 (224,000 円)	(イ) (ア) 以外場合 324,000 円 (172,000 円)																
評価等機関の審査を受けた場合 31,700 円 (31,700 円)	評価等機関の審査を受けた場合 20,100 円 (20,100 円)																

4 低炭素建築物認定に係る手数料の改定等（参考5）

(1) 共同住宅に係る手数料について、共用部分を含めずに算定を行う特例を設ける。

手数料の額（新設）	
(ア) 戸数が2戸から5戸まで	84,800 円 (49,700 円)
(イ) 戸数が6戸以上	118,000 円 (70,200 円)
評価等機関の審査を受けた場合	
(ウ) 戸数が2戸から5戸まで	14,500 円 (14,500 円)
(エ) 戸数が6戸以上	22,400 円 (22,400 円)

※ 括弧内は、変更認定の額である。

(2) 非住宅建築物に係る手数料について、面積に応じ次のとおり変更する。

現行	改正案
面積によらず、以下の金額	300平方メートル以下 現行どおり（同左）
(ア) モデル建物法による場合	300平方メートル超 (ア) モデル建物法による場合
118,000 円 (66,800 円)	147,000 円 (85,600 円)
(イ) (ア) 以外場合	(イ) (ア) 以外場合
288,000 円 (151,000 円)	357,000 円 (190,000 円)
評価等機関の審査を受けた場合	
14,500 円 (14,500 円)	評価等機関の審査を受けた場合 23,000 円 (23,000 円)

※ 括弧内は、変更認定の額である。

5 施行期日

令和3年4月1日から施行する。

音更町附属機関設置条例

平成22年3月23日

音更町条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、町の執行機関が設置する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関として、別表の第1欄に掲げる執行機関に、同表の第2欄に掲げる附属機関を設置し、その担任する事項は同表の第3欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第3条 附属機関は、別表の第4欄に掲げる委員をもつて組織し、その任期は同表の第5欄に掲げるとおりとする。

(委任)

第4条 附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2～5 略

別表（第2条、第3条関係）

附属機関の属する 執行機関	附属機関	担任する事項	委員の 定数	委員の 任期
町長	(略)	(略)	(略)	(略)
	音更町使用料等 審議会	使用料及び手数料の額について、 審議を行うこと。	15人	2年
	(略)	(略)	(略)	(略)
教育委員会	(略)	(略)	(略)	(略)

音更町使用料等審議会規則

平成22年3月26日

音更町規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、音更町附属機関設置条例（平成22年音更町条例第1号）第4条の規定に基づき、音更町使用料等審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、町の区域内の公共的団体等の代表者その他町民のうちから、必要の都度町長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任を妨げない。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総務部総務課において行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

音更町使用料等審議会委員名簿

令和2年7月1日現在

No.	氏名	所属団体等	備考
1	太田 泰 廣	音更町農業協同組合常務理事	
2	大西 勉	木野農業協同組合常務理事	
3	高橋 紀子	音更町農業協同組合女性部部长	
4	中井 美由紀	木野農業協同組合女性部副部长	
5	角谷 稔	音更町商工会事務局次長	
6	向井 眞知子	音更町商工会女性部副部长	
7	玉川 拓馬	音更町商工会青年部部长	
8	河田 さえ子	音更町社会福祉協議会会長	
9	畠 弘之	連合北海道音更地区連合会会長	
10	五十嵐 敬一	音更町PTA連合会副会長	
11	田中 一夫	音更町消費者協会副会長	
12	大野 カヨ子	音更町老人クラブ連合会副会長	
13	岡田 哲男	音更町文化協会会長	
14	山西 信一	公募	
15	小椋 淳子	公募	
任期2年（令和2年7月1日～令和4年6月30日）			